

令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業（慶良間諸島における外来イノシシ対策）
企画提案募集要項

1 事業名

令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業（慶良間諸島における外来イノシシ対策）

2 事業期間

契約の日から令和6年3月15日までとする。

3 事業実施地域

沖縄県慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域

4 事業目的

平成15年頃に渡嘉敷島でイノブタ生産のためにニホンイノシシ（以下「イノシシ」という。）が導入され、その後の管理不足等により逸走した個体が野生化した。野生化したイノシシは、平成24年度に渡嘉敷村で100頭近くが捕獲される程個体数が急増し、さらには渡嘉敷島から海を渡り、座間味島でも定着する等、周辺離島へも分布を拡大させている。

これらのイノシシは、稲やイモ類等の農作物に被害を与えているほか、希少なサワガニ類やウミガメの卵等を捕食しているだけでなく、その他の動植物や生態系へも大きな影響を与えている。今後もイノシシの分布拡大が続けば、慶良間諸島国立公園の在来希少種への被害は凶りしれない。

本事業は、慶良間諸島国立公園の生物多様性の保全及び農作物被害の軽減を図るため、イノシシを根絶することを目標として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業により、イノシシ対策を実施するものである。

5 委託する業務内容

別添の仕様書を参照すること。

6 業務内容等に関する打ち合わせ

業務内容や進捗状況等に関する報告及び打ち合わせを原則1ヶ月に1回程度実施すること。また、必要に応じて自然保護課と随時調整を行うこと。

7 業務計画書

業務計画書は具体的かつ本年度で実施できる内容を記載することとし、契約締結後 14 日以内に沖縄県環境部自然保護課担当者へ提出すること。また、業務の実施にあたり、当初の業務計画に変更が生じる場合には、県の下承を経て実施すること。

8 著作権

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作権等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 委託業務費

- (1) 委託業務費は 27,000 千円（消費税込み）以内とし、事業毎の上限は以下のとおりとする。
 - ア 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等策定事業 5,000 千円
 - イ 指定管理鳥獣捕獲等事業 10,000 千円
 - ウ 効果的捕獲促進事業 10,000 千円
 - エ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 2,000 千円
（企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。）
- (2) 委託業務費は、直接人件費、直接経費（消耗品費、謝金、賃借料、印刷製本費、役務費、旅費等）、一般管理費、消費税等の事業に必要な経費のみとする。
- (3) 各経費の算出根拠となる法人規定等は整理しておくこと。
- (4) 一般管理費は（直接人件費＋直接経費－再委託費）の 10%以内とする。

10 委託の方法

本公募により委託契約の優先順位を決定し、1 事業者と契約を締結する。ただし、共同企業体（以下「JV」という。）として応募も可とする。

11 応募方法

- (1) 以下の書類を、持参または郵送にて 7 部（正本 1 部・副本 6 部）提出する。
（副本は複写可）
 - ア 令和 5 年度指定管理鳥獣捕獲等事業（慶良間諸島における外来イノシシ対策）応募申請書（様式 1）

イ 提案書（様式2）

（ア） 企業概要

企業名、設立年月日、資本金、年商、業務内容、組織図、職員の状況、担当者名等について記載すること。JVの場合、「企業概要」について全事業者について別葉で作成すること。

（イ） 提案業務の概要

別紙の仕様書の内容を踏まえ、本事業を実施するにあたっての基本的な考え方、業務手法及びフロー図等について記載すること。

（ウ） 提案業務の執行体制

業務体制図、担当者の役割分担、所属（JVの場合は担当者別に所属会社名を記載）、専任担当者の経歴等について記載すること。

（エ） 提案業務のスケジュール

「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業」、「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「効果的捕獲促進事業」、「認定鳥獣捕獲等事業者等の育成」、「検討委員会の設置・運営」について、具体的な年間スケジュール（案）を記載すること。併せて、本県の第二種特定鳥獣管理計画の則した後年度の事業計画（案）についても提示すること。

（オ） これまでの実績

過去5年間に、今回の委託と同種及び類似の調査業務、沖縄県内外において、国、県もしくは市町村が発注した有害鳥獣対策、自然環境に関する専門的な調査等の業務の受注実績を簡潔に記載すること。

（カ） 必要経費の概算

各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。
国庫交付金を充当する事業であることから、各経費については客観的に説明ができる算定方法を用いること。

ウ 本要項12（1）から（17）までのすべてに該当することを誓約する書面（様式3）

※参加資格要件確認書類（【別添】参照）

- （ア） 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
- （イ） 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合は除く）
- （ウ） 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合は除く）
- （エ） 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）（様式4）

エ 過去3期の決算書（写）及び税務申告書（写）

オ 見積書

カ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定書等

※または法人として同等以上の技術等を有し、鳥獣保護管理法及び環境省令で定める組織運営体制、安全管理等の要件を満たすことを説明し、証明できる資料。

キ 協定書（JVの場合）

※協定書の主な記載内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、JVの代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等

(2) 提出期限 令和5年5月11日（木）17:00（必着）

(3) 提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2（県庁4階）

沖縄県環境部自然保護課自然保護班

(4) スケジュール（案）

日 程	内 容
令和5年4月20日（木）～ 5月11日（木）	公募期間
令和5年5月中旬（予定）	審査・採択決定
令和5年5月下旬（予定）	委託契約締結

12 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること

(1) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されているものであること。

(2) 沖縄県内に主たる事務所を有すること。

(3) 過去5年間に、沖縄県内外において、国、県若しくは市町村が発注した有害鳥獣対策及び捕獲の実施、鳥獣の生息状況調査・分析等の業務実績があること。

※外来種対策等の知見、大型哺乳類捕獲事業等の実績等があれば望ましい。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者であること。

(5) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時においてその措置の期間が満了しない者でないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(9) 県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。

(10) 加入義務がある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。

- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。
- (13) 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の施行の適正化に関する法律及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (14) 仕様書、募集要項等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (15) 今回の委託に際して、選任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (16) 鳥獣保護管理法で定める認定捕獲等事業者であること。または法人であって認定捕獲等事業者と同等以上の技術及び知見を有し、環境省令で定める組織運営体制、安全管理等の要件を満たすこと。
- (17) JV で応募する場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア JV を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ JV を構成する全ての事業者は、応募資格（1）及び（4）から（15）までの要件を満たすものであること。
 - ウ JV を構成する事業者のいずれかが、応募資格（3）及び（16）の要件を満たすものであること。
 - エ JV を代表する事業者は、応募資格（2）の要件を満たすものであること。
 - オ JV を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
 - カ JV を構成する事業者は、他応募事業者との間に資本の提携がないこと。

13 審査

(1) 審査の方法

- ア 1次審査として、沖縄県環境部自然保護課内において、書類審査を実施する。1次審査の通過案件については、2次審査（プレゼンテーション等）の案内を送付する。
- イ 2次審査として沖縄県環境部に設置する企業選定委員会において、各提案内容を審査（プレゼンテーション等）し、委託契約の優先順位を確定する。
- ウ 審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、申請内容を確認するための聞き取りを行うことがある。
- エ 選定委員会は非公開で行い、原則として審査経過に関する問い合わせには応じない。
- オ 選定委員会が選定した者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合は、次点となった申請者を委託先候補者とする。

(2) 審査基準

選定委員会は、審査に当たっては以下の事項等について評価する。

- ア 事業の趣旨、目的に沿った提案であること。

イ 安全に配慮しつつ、確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること。

ウ 具体性のある事業計画であること。

エ 事業を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。

オ 外来イノシシが希少野生生物へ与える影響、動物愛護の観点及び地域の実情について深く理解しており、有効な対策について成果が期待できること。

カ 認定捕獲等事業者または、環境省令で定める要件を具備しており、今後「管理捕獲」を行うための視点を有していること。

(3) 結果の通知

選定の結果については、環境部自然保護課から文書で通知する。

14 申請の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- (1) 参加資格のない者が申請したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

15 契約

(1) 契約の締結

委託先候補者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

委託先候補者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約締結に伴う諸経費

委託先候補者の負担とする。

(4) その他契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

16 委託業務の経理

(1) 委託業務が完了したときは、実績報告書を提出すること。

(2) 実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたときは、その額を返還すること。

(3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。

(4) 雇い入れた労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。

- (5) 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (6) 委託料の支払いについては、業務の資金繰りに配慮し、半期又は四半期毎の期初に業務委託料の10分の3に相当する額を上限として、概算払いを行うことができる。
- (7) 委託先が委託業務を実施する場合に必要となり、取得する財産（備品等）の取得は認めないものとする。
- (8) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施要綱に定める事業毎に経費管理を行うものとし、事業間での流用は行わないこと。

17 その他の留意事項

- (1) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。
- (3) 業務を実施するにあたっては、県と協議をして進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、事業について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については協議の上、定めるものとする。
- (4) 当該委託業務は、環境省の所管する指定管理鳥獣捕獲等事業交付金に基づくものであり、同交付金交付要綱及び、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及びその他の関連する諸法令を遵守すること。
- (5) 委託業務終了後、国の会計検査院の实地検査が行われる場合があることから、事業費の適正な管理及び執行を行うこと。
- (6) 本事業においては、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業」、「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「効果的捕獲促進事業」及び「認定鳥獣捕獲等事業者等の育成」の経費目的が異なることから、それぞれの事業毎の経費管理を行うこと。
- (7) 捕獲目標頭数や捕獲努力量が目標に達しなかった場合については、委託料を減額される場合がある。
- (8) 受託者は、捕獲従事者への適切な実包管理（譲受数量、使用数量、残数量等）の指導を徹底し、捕獲従事者の実包の管理状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票に記載された実包の数量と実際に使用した実包の数量とを確認するなど、常に実包の使用状況を把握しておくこと。

- (9) 受託者は、業務計画書において実包の購入・使用見込みについて、また、業務報告書において実包の使用状況（譲受数量、使用数量、残数量等）について記載し、報告すること。
- (10) 受託者は、銃猟用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）に定める数量を超える実包等の譲受けが必要になる捕獲従事者がいる場合は、当該捕獲従事者に対し火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく許可を受けることを徹底させること。
- (11) 受託者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、捕獲従事者に速やかに無許可譲受票を返納する措置を講じること。

18 質問事項

質問がある場合は、質問書（様式 5）を E-mail により提出すること。

(1) 受付先

沖縄県環境部自然保護課

E-mail : aa039004@pref. okinawa. lg. jp

（件名を「令和 5 年度指定管理鳥獣捕獲等事業について」とすること）

(2) 受付期間

令和 5 年 4 月 27 日（木）17:00 必着

(3) 回答方法

当課ホームページへの掲載をもって回答とする。（随時）